

# 七尾市農業委員会だより

2024  
秋

令和6年9月1日発行／発行 七尾市農業委員会／編集 農業委員会だより編集委員会  
TEL 0767 (53) 8440／FAX 0767 (52) 7765／E-mail:nougyouinkai@city.nanao.lg.jp

No.72



中島町田岸の棚田 コスモス畑

## 地域農業の未来「地域計画」の策定

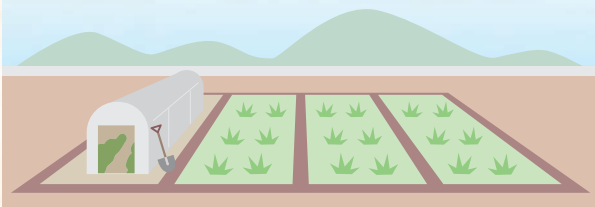
農業従事者の高齢化や担い手不足が心配される中、10年後に誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを取りまとめる「地域計画」の策定が進められています。

これまでの人・農地プランが「地域計画」として法律に定められ、地域での話し合いによって、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、計画に沿った取り組みを実行することとなります。

また、現在の耕作者を示した地図を見ながら、担い手を中心に話し合いを進め、10年後の目指すべき農地利用の姿を表示した「目標地図」を作ることとなります。

その「目標地図」の実現を目指すして、まとまった農地で効率よく農作業ができるよう、農地バンクを活用した農地の集約化を進めていきます。

みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



# 令和6年度 農業委員会研修会・農地パトロール出発式

8月8日、中能登町のラピア鹿島において、農業委員会研修会が開催されました。

全国農業会議所の担当者による農業や農政を巡る情勢などについての講義や、石川県担当者から能登半島地震の被害状況や復興プランについての説明がありました。また、能登地区3町の農業委員会から地域計画の策定に向けた取り組み状況等について事例発表がありました。

研修会終了後は農地パトロール出発式が行われ、耕作放棄地の解消や無断転用防止など農地の効率的な利用促進に向けた取り組みの一層の強化のため、ガンバロー三唱を参加者全員で行い、意識の高揚を図りました。



出発式

## 農地の利用状況調査

### 「農地パトロール」を実施します

農業委員会では「農地等の利用の最適化」を推進していくために、地域の農地利用状況の確認と遊休農地の実態把握や発生防止・解消などの指導のため、毎年農地パトロールを行っております。

今年も9月、10月を中心に農業委員及び農地利用最適化推進委員が管内の農地をパトロールします。農地に立ち入ることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。

現地調査の結果、「遊休農地」または「遊休化の恐れがある農地」の所有者に「利用意向調査」を行います。農業委員または農地利用最適化推進委員が訪問して聞き取りを行いますので併せてご協力をよろしくお願いたします。

### 農地の適正な管理をお願いします

農地の手入れがされないと病害虫の発生源となり、近隣の農地や地域住民の方のご迷惑となります。所有者、耕作者の方は草刈りをするなど適正な管理をお願いします。



# 農業者年金の3つの税制優遇

農業者年金は  
税の軽減の立役者です!

年金積立  
しながら  
税軽減



**ポイント1** 支払った保険料は **全額社会保険料控除の対象!**

**ポイント2** **運用益は非課税!**

**ポイント3** 将来年金として受け取る際も **大きな控除!**



# 支払った保険料は、 全額社会保険料控除の対象!

支払った保険料は、将来年金として受けられるというメリットだけでなく、支払った家族分の保険料も含めて社会保険料控除の対象となり、大きく税が軽減されます。

農業経営にゆとりが出たときは、保険料の毎月の保険料額を増額したり、翌年1年分をあらかじめ一括して納付する「前納納付」で当年中に納付する保険料額を増やして、税軽減額をアップすることもできます。

## ■保険料支払いによる税軽減額(所得税・個人住民税・復興特別所得税)の目安

課税対象所得	税率	保険料月額2万円 (年額24万円)の場合	保険料月額6万7千円 (年額80万4千円)の場合
195万円以下	15.1%	3万6千円	12万1千円
195万円超330万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
330万円超695万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円

※保険料支払い後も保険料支払い前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

# 運用益は非課税! 制度発足以降21年間の運用利回りは、年率で+2.74%!

一般の預貯金等の利子には約20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税です。そのため、その分多く年金の原資として積み上がります。

また、事務経費についても国が負担しているため、支払った保険料の全額が運用されます。

## ■年金資産の運用実績

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
修正総合 利回り(%)	-4.65	5.99	3.4	9.8	3.27	-4.73	-9.25	9.14	-0.06	2.36
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
	9.62	7.75	8.78	-0.69	3.26	4.75	7.71	-2.08	10.82	2.39

← 平均運用利回り 年率で+2.74% →

# 将来年金として受け取る際も、大きな控除!

## 受け取る年金は公的年金等控除が適用

農業者年金として受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が110万円※までは全額控除されます。

※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合

## 死亡一時金もあり安心、しかも死亡一時金も非課税

80歳前に死亡した場合には、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を死亡一時金として要件を満たす遺族が受け取れます。※死亡一時金は非課税、加入期間等により保険料払込額を下回る場合があります。

農業者年金の内容やご相談については、  
最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金に  
お問い合わせください。

## 独立行政法人 農業者年金基金

● 専門相談員

TEL: 03-3502-3199

● 企画調整室

TEL: 03-3502-3942

「災害時にも使えるポリ袋フッキング」

7月26日（金）に31名の参加者のもと、橋本良子委員による料理教室をパトリア1階里山里海キッチンで行いました。地元の夏野菜を利用した煮物やおかゆなど、ポリ袋を使って美味しく作れる料理方法を紹介しました。

「ポリ袋フッキング」とは、ポリ袋の中に材料と調味料を入れ、空気を追い出して湯煎することにより、簡単に、誰でも作れる調理方法です。調理時間の短縮や調味料の減量、栄養素の流出防止や、一つの鍋で複数を同時に調理できる等のメリットがあります。

今回短い時間で3種類のおかずとごはん、おかゆを作り、美味しく頂きました。また、野菜の重さ当てクイズでは、見て、触れて、楽しい時間となりました。

「このポリ袋を利用した料理は、災害の時だけでなく、介護食などにも利用できる」ともにいざという時にもすぐに対応できるため、普段からぜひ作ってほしい」と話されました。



熱中症になりにくい身体づくり

農業委員（管理栄養士） 橋本 良子

まだまだ暑い日が続きます。元気に農作業ができるよう熱中症になりにくい身体づくりについて紹介します。

・水分

時間を決めて水分補給。水分バランスのとれた身体にしましょう。冷たい物より暖かい物がおすすめ！

・塩分

食事ではどよく塩分をとり、屋外作業の時は意識してスポーツドリンクなどを飲みましょう。

・運動

ウォーキングや入浴など汗をかく機会を増やしましょう！体を動かしたらエネルギーと水分の補給を！

・睡眠

上質な睡眠は翌日の熱中症予防となります。30分程度のお昼寝も体力維持には有効です！

・食事

バランスのよい食事で丈夫な身体にしましょう。1回の食事で約500mlの水分が摂れます。きちんと食べることが基本です！



イノシシ有害捕獲数調べ  
(七尾市管内)

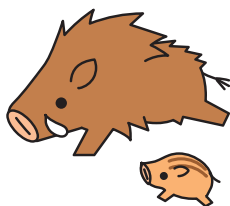
令和5年4月～令和6年3月末

月	成獣	幼獣	計	月	成獣	幼獣	計
4	15	0	15	10	70	21	91
5	13	0	13	11	63	8	71
6	13	18	31	12	23	1	24
7	16	39	55	1	6	4	10
8	29	64	93	2	9	0	9
9	55	49	104	3	23	0	23
計				335	204	539	

成獣：80 cm以上  
幼獣：80 cm以下

令和5年度は成獣335頭、幼獣204頭、計539頭でした。令和4年度と比べると134頭の捕獲数が減少しました。

農作物への被害を防ぐためにも、猟銃免許を取得して有害捕獲隊員になりませんか。



【お問合せ】 農林水産課鳥獣被害対策室 ☎53-8422

# 農業者の皆様へ

農地の貸し借り(売買)は、令和7年4月から、3つから2つの方法になります!

## ①農地法第3条による許可

## ②相対による農地の貸借

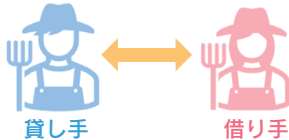
## ③農地バンクによる農地の貸借

※1 市町村が作成する農用地利用集積計画  
 ※2 目標地図：市町村の作成する地域計画において、農地一筆ごとに将来、誰が耕作するのかを示した地域農業の未来設計図。随時更新が可能。  
 ※3 地域計画を公告した地区については、経過措置は活用できません。

②

〔現行〕  
相対の農地の貸借(※1)

〔令和7年3月までは経過措置期間として活用可能(※3)〕



③

〔令和7年4月以降〕  
目標地図(※2)の実現に向けた  
農地バンクによる農地の貸借



## 農地バンク活用には 各種メリットがあります!

### 貸し手のメリット

- 賃料は農地バンクから確実に振り込まれる
- 貸した農地は、貸付期間終了後、返却されるので安心
- 農地バンクに貸し付けた農地について、税制優遇が受けられる

### 借り手のメリット

- まとまった農地を長期間、安定的に借受できる
- 複数所有者から農地を借りる場合であっても、賃料支払や契約事務について、農地バンクが契約を一本にまとめてくれる
- 貸し手の相続時の対応は、農地バンクが行ってくれる

### 地域のメリット

- 機構集積協力金が交付される(使い道は地域で自由に決定)
- 農家負担ゼロの条件整備が受けられる

**全国農業新聞**  
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

経営と暮らしに  
役立つ情報がいっぱい

を購読  
しましょう!

- ◆ 発行日 毎週金曜日
- ◆ 購読料 一カ月 700円 年額 8,400円

## 編集後記

地域計画の目標地図を作成するため、地域での話し合いが進められています。今年は地震から始まり大変な思いで農作業されていると思います。こんな時だからこそ10年後、明るい将来を皆様と考えていきたいと思っていますので、みなさんのご協力をお願いいたします。

編集委員一同

国が支える 安心が大きくなる

**担い手積立年金**

**農業者年金** [愛称]

3つの要件を満たせばどなたでも加入できます!

- ◆ 加入資格
  - 60歳未満
  - 国民年金第1号被保険者
  - 年間60日以上農業従事



税制面の優遇措置や終身年金で80歳までの保障付きなど様々なメリットがあります。お気軽にご相談ください。